



私たちは容器メーカーとして、お客様のさまざまなニーズに応える
高品質な製品を提供してまいります。

第115期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
日本製罐株式会社 本社

新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・当社役員のみで開催いたします。
- ・当社株主総会へはご来場されないようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、議決権行使書またはインターネットにて事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

経営理念

当社は、スチール缶専門メーカーとして「顧客のニーズに機敏に即応しその満足度を最大限頂きつつ、顧客とともに発展すること、その結果として株主各位、仕入取引先、従業員にとって魅力のある企業となること」を経営の基本方針としております。



代表取締役社長
馬場敬太郎

株主の皆様へ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループの2019年度実績は、天候不順と自然災害、消費税増税と食品ロス削減推進法の施行、更には新型コロナウイルス感染症の全世界的なパンデミックによる需要減少の影響を受け、グループ販売実績は、前連結会計年度比3.4%の減となりました。このような状況の中、当社グループは作業の効率化を推し進め、安全・安心を担保する品質の維持に努め、顧客ニーズ対応力や顧客利便性の向上に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

■第115期定時株主総会招集ご通知	2	(提供書面) ■事業報告	14
		■連結計算書類	29
■株主総会参考書類			
第1号議案 剰余金の処分の件	5	■計算書類	32
第2号議案 定款一部変更の件	6		
第3号議案 取締役6名選任の件	7		
第4号議案 監査役2名選任の件	12	■監査報告	35

株 主 各 位

証券コード 5905
2020年6月8日

埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地

日 本 製 罐 株 式 会 社

代表取締役社長 馬場 敬太郎

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。なお、行使方法につきましては、「議決権行使についてのご案内」（3～4ページ）をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時				
2 場 所	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地 日本製罐株式会社 本社				
3 目的事項	<table> <tr> <td>報告事項</td><td> 1. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 </td></tr> <tr> <td>決議事項</td><td> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 </td></tr> </table>	報告事項	1. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件
報告事項	1. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件				

以 上

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会については、以下のとおりとさせていただきます。
 - ・当社役員のみで開催いたします。
 - ・当社株主総会へはご来場されないようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<http://www.nihonseikan.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

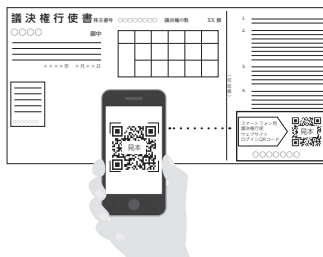
（注）書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

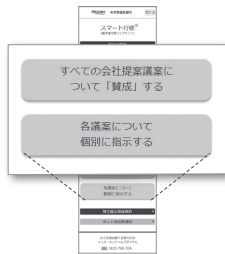
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

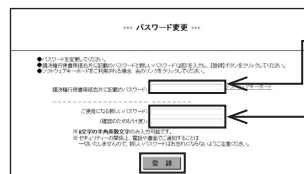
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第115期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は40,477,740円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 取締役会の実効性向上への取組みとして、取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第23条に定める取締役会の招集権者及び議長を、取締役会の決議によって定めた取締役に変更するものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 <u>取締役会の決議によって、取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。</u> 2 (削 除)

第3号議案

取締役 6 名選任の件

当事業年度末の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、2018年12月に社外取締役が過半数を構成する、任意の諮問委員会である「コーポレートガバナンス委員会」を発足し、取締役の選解任に関する協議を行っております。

コーポレートガバナンス委員会からの答申を元に、取締役会にて取締役候補者の決議を行いました。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	当社における地位、担当	属性		
1	馬 場 敬太郎	代表取締役社長	再任		
2	土 屋 昭 雄	代表取締役常務	再任		
3	金 谷 勉	取締役 新生製缶株式会社 代表取締役社長	再任		
4	御 園 慎一郎	取締役	再任	社外	独立
5	井 上 美 昭	取締役	再任	社外	独立
6	中 野 康 次	取締役	再任	社外	

1

ばば馬場敬太郎

1953年12月9日生

所有する当社株式の数

31,900株

再任

在任年数

14年

取締役会出席回数

7回

/7回

【略歴、当社における地位・担当】

1976年 4月 伊藤忠商事株式会社入社

2006年 6月 当社取締役営業部長
(兼)購買部長

2007年 6月 当社代表取締役専務

2014年 6月 新生製缶株式会社
代表取締役社長

2015年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

2018年 6月 新生製缶株式会社
取締役会長 (現任)

■重要な兼職の状況

新生製缶株式会社 取締役会長

■取締役候補者とした理由

当社グループの取締役として長年に亘り全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。
その実績、能力、製缶業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としております。

2

つちや土屋昭雄

1965年8月5日生

所有する当社株式の数

1,200株

再任

在任年数

4年

取締役会出席回数

7回

/7回

【略歴、当社における地位・担当】

1984年 4月 当社入社

2013年 4月 当社技術部次長

2014年 1月 当社技術部長

2016年 6月 当社取締役技術部長

2019年 6月 当社代表取締役常務 (現任)

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で技術開発の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2016年6月より当社の取締役を務めており、当社グループにおける技術力の向上と新製品開発の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

3 かなや 金谷	つとむ 勉 1958年8月27日生 所有する当社株式の数 500株
再任 在任年数 2年 取締役会出席回数 7回 / 7回	【略歴、当社における地位・担当】 1982年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 2013年 4月 Marubeni-Itochu Tubulars America Inc. President 2016年 4月 日本伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 上海代表処 (兼) 中国総代表 2018年 6月 当社取締役 (現任) 2018年 6月 新生製缶株式会社 代表取締役社長 (現任) ■重要な兼職の状況 新生製缶株式会社 代表取締役社長 ■取締役候補者とした理由 主に海外事業の要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験から、今後の当社グループの収益力向上や企業価値の向上に必要な人材と判断し、取締役候補者としております。

4 みその 御園	しんいちろう 慎一郎 1953年3月12日生 所有する当社株式の数 一株
再任 社外 独立 在任年数 4年 取締役会出席回数 6回 / 7回	【略歴、当社における地位・担当】 1977年 4月 自治省入省 2000年 7月 2002FIFAワールドカップ 日本組織委員会業務局長 2003年10月 内閣官房地域再生推進室副室長 2005年 9月 厚生労働省官房審議官 (老健局・社会局担当) 2007年 7月 総務省官房審議官 (財政担当) 2008年10月 地方公共団体金融機構理事 2010年 4月 大阪大学招聘教授 (現任) 2016年 6月 当社社外取締役 (現任) ■重要な兼職の状況 大阪大学招聘教授 ■社外取締役候補者とした理由 総務省での豊富な経験や幅広い見識を活かし、その職務を適切に遂行していただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏は自治体の経営経験を有している事からも、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5いのうえ 井上		よしあき 美昭	1953年4月25日生	所有する当社株式の数 一株
再任 社外 独立	在任年数 2年 取締役会出席回数 7回 /7回	[略歴、当社における地位・担当]		
		1977年 4月 警察庁入庁	2009年 2月 関東管区警察局長	
		1988年 8月 警察庁刑事局捜査第二課理事官	2009年 9月 預金保険機構理事就任	
		2001年 9月 内閣情報調査室内閣参事官	2017年11月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常勤顧問（現任）	
		2007年 9月 警察庁長官官房審議官 （生活安全局担当）	2018年 6月 当社社外取締役（現任）	
		■重要な兼職の状況 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常勤顧問		
		■社外取締役候補者とした理由		
		預金保険機構での豊富な経験や幅広い見識を活かし、その職務を適切に遂行していただけるものとして選任をお願いするものであります。		
		なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

6なかの 中野		やすじ 康次	1967年2月8日生	所有する当社株式の数 一株
再任 社外	在任年数 1年 取締役会出席回数 5回 /5回	[略歴、当社における地位・担当]		
		1989年 4月 丸紅株式会社入社	2019年 4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 執行役員鋼材第二本部長 （現任）	
		2002年10月 MM STEEL SERVICE CENTER CORPORATION 社長	2019年 6月 当社社外取締役（現任）	
		2015年 4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 鋼材第二本部薄板貿易部長		
		■重要な兼職の状況 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 執行役員鋼材第二本部長		
		■社外取締役候補者とした理由		
		伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社執行役員鋼材第二本部長であり、同社での豊富な経験や幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただけるものとして、取締役候補者としております。		

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者御園愼一郎氏、及び井上美昭氏、並びに中野康次氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、御園愼一郎氏、及び井上美昭氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
3. 中野康次氏は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社執行役員鋼材第二本部長であり、同社は当社の特定関係事業者該当します。
4. 中野康次氏は、当社特定関係事業者である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社より使用人として給与等を受け取る予定があり、過去2年間においても受けております。

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役加松哲夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、監査役後藤昌之氏は、2020年3月31日付で辞任により退任しておりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

1	ひじかたとしゆき 土方俊幸	1962年9月3日生	所有する当社株式の数 200株
新任	[略歴、当社における地位・担当]		
社外	1985年 4月 株式会社富士銀行入行 2002年 4月 株式会社みずほ銀行 京都支店副支店長 2010年 4月 同行 名古屋支店支店長		
独立	2014年 4月 株式会社ジャックス 執行役員 コンプライアンス統括部長 2018年 4月 同社 理事 監査室長		
在任年数	■重要な兼職の状況 —		
取締役会出席回数	■社外監査役候補者とした理由		
監査役会出席回数	長年にわたる銀行業務の経験と幅広い見識を有しており、又会社経営に関して十分な見識を有しておられることから、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。		

2 まつだ 松田	とよひこ 豊彦 1957年2月24日生 所有する当社株式の数 一株
新任 社外 在任年数 一年 取締役会出席回数 一回 監査役会出席回数 一回	[略歴、当社における地位・担当] 1980年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 2012年 6月 当社社外監査役（非常勤） 2016年 4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 取締役(兼)執行役員CFO 2017年 4月 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社 取締役(兼)専務執行役員 2020年 4月 同社 顧問（現任） ■重要な兼職の状況 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社 顧問 ■社外監査役候補者とした理由 商社に於ける管理部門にて長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有し、又会社経営に関する十分な見識を有しておられるとともに、当社監査役を歴任されていたことから、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 両候補者は社外監査役候補者であります。
2. 候補者土方俊幸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。候補者松田豊彦氏は、過去5年間において、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の業務執行者でありました。
3. 候補者土方俊幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

提供書面

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループの業績は、まずゴールデンウィークの10連休に始まり、G20大阪サミットによる交通規制、盆休みと続いた大幅な稼働日減と夏場の長雨、台風15号、19号と21号による強風、大雨と河川の氾濫、暖冬という天候不順と災害、並んで消費税増税と食品ロス削減推進法施行といった影響を受けました。

更に年が明けてから、中国・韓国に於ける新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンドの大幅な落ち込みの影響を受け、当社グループの当連結会計年度の実績は、売上高10,144百万円（前連結会計年度比3.4%減）、営業利益41百万円（前連結会計年度比72.1%減）、経常利益97百万円（前連結会計年度比52.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は63百万円（前連結会計年度比48.8%減）となりました。

連結業績実績

■売上高

10,144百万円

■営業利益

41百万円

■経常利益

97百万円

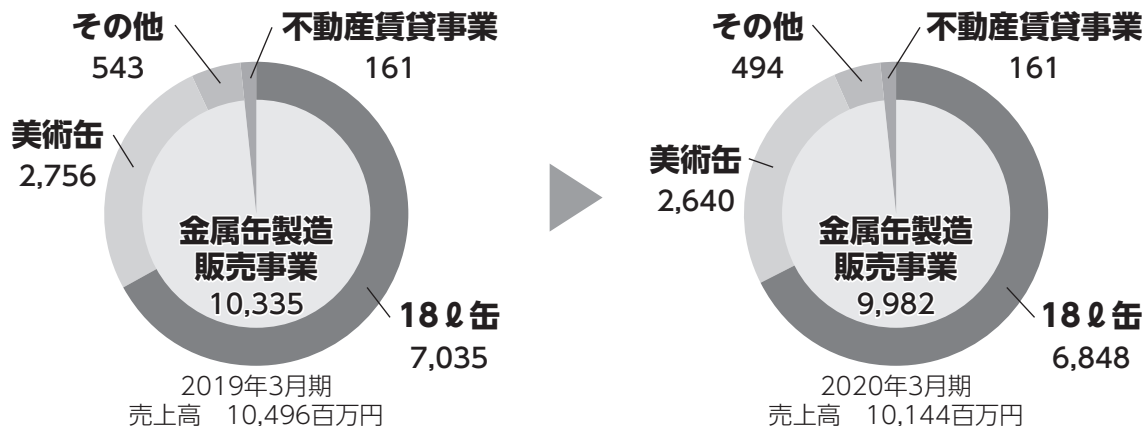
■親会社株主に帰属する当期純利益

63百万円

製品別の売上高は、18ℓ缶は6,848百万円（前連結会計年度比2.7%減）、美術缶は2,640百万円（前連結会計年度比4.2%減）、その他は494百万円（前連結会計年度比9.1%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別実績は次のとおりです。

セグメント別実績（単位:百万円）



② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました会社の設備投資の総額は511百万円、その主なものは、本社工場の建物塗装改修工事、18ℓ缶・美術缶設備の改修及び更新、新システム導入費用であります。

③ 資金調達の状況

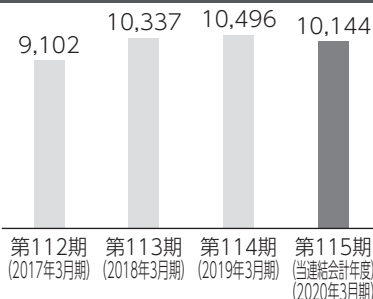
当連結会計年度において、設備投資資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金を充当しております。

(2) 直前3事業年度と当連結会計年度の財産及び損益の状況

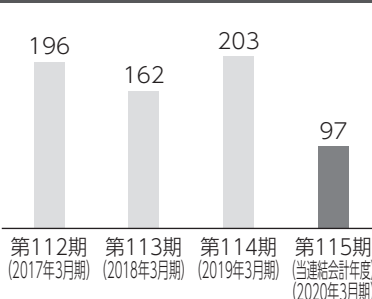
区 分	年 度	第112期 (2017年3月期) (期中連結)	第113期 (2018年3月期) (連結)	第114期 (2019年3月期) (連結)	第115期 (当連結会計年度) (2020年3月期) (連結)
売上高	(百万円)	9,102	10,337	10,496	10,144
経常利益	(百万円)	196	162	203	97
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	949	175	123	63
1株当たり当期純利益	(円)	75.66	128.78	91.52	46.88
総資産	(百万円)	13,759	13,819	13,850	13,795
純資産	(百万円)	5,275	5,212	5,440	5,540
1株当たり純資産額	(円)	328.02	3,264.07	3,433.78	3,500.93

- (注) 1. 第112期は第2四半期より連結計算書類を作成しており、期中連結となっております。
 2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
 3. 不動産賃貸事業について、従来、不動産賃貸収入は営業外収益に計上していましたが、不動産賃貸事業を主要な事業の一つとして位置づけ、当連結会計年度より売上高に計上する方法に変更いたしました。尚、第114期の売上高については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

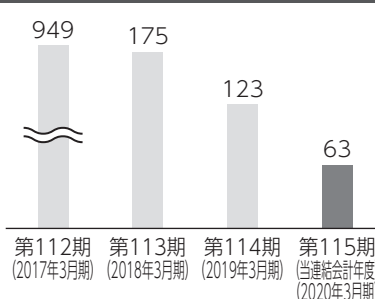
売上高 (単位：百万円)



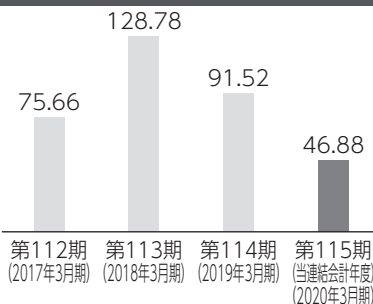
経常利益 (単位：百万円)



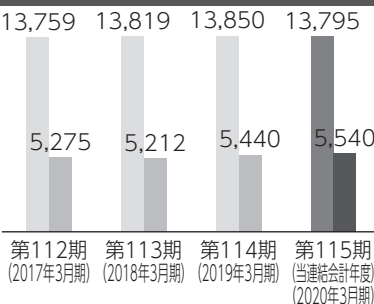
親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：百万円)



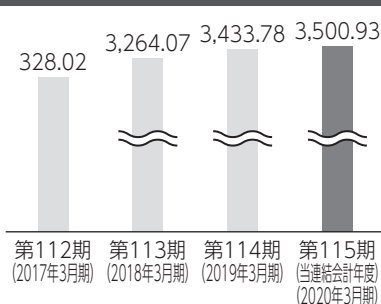
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産／純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
新生製缶株式会社	100百万円	51.0%	金属容器の製造・販売

(注) 新生製缶株式会社は、財務体質の健全化及び資本政策の柔軟性を確保すること等を目的に、2019年9月2日付で資本金を200百万円から100百万円に減資を行い、資本金が減少しております。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度のわが国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの雇用・所得環境の改善により、内需を中心に緩やかに回復していました。しかしながら、足下の国内経済は新型コロナウイルス感染症の拡がりにより急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。先行きについても極めて厳しい状況が続くと見込まれます。しかしながら、当社グループの主力製品である18L缶につきましては、国内のあらゆる産業向けの中間資材としての需要がございます。輸出産業向けや建築業界向けの需要は落ち込みが見られますが、消費者の皆様の食事や衛生用関連に欠かせない原料、半製品、製品を充填する容器は必要不可欠でありますので、足下の需要が大きく落ち込むことにはならないと予想しております。原料価格の高止まり、人手不足に伴う人件費アップや輸送費の上昇等、厳しい経営環境は続いておりますが、お客様にご満足いただける高品質な安心・安全を担保する製品を安定的に提供していくために、需要に見合った柔軟な製造体制を確立し安定した経営基盤を構築していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社及び子会社（新生製缶株式会社）は、金属缶の製造、販売を主たる事業としており、これに加え当社は不動産賃貸事業を行っております。

事 業 区 分	製 品 分 類	主要な製品・事業内容
金 属 缶 製 造 販 売 事 業	18ℓ 缶	主に塗料・化学・食糧・食油用18ℓ缶
	美 術 缶	主に粉乳缶・家庭用塗料缶
	そ の 他	缶の付属品等及び製缶設備の販売
不 動 産 賃 貸 事 業		テナント事務所、駐車場の賃貸

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当 社	本社及び本社工場	さいたま市北区
	千葉工場	千葉県山武郡九十九里町
新生製缶株式会社	本社及び本社工場	大阪市大正区
	伊丹工場	兵庫県伊丹市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1 8 0 缶 部 門	94 (34) 名	3名増 (1名減)
美 術 缶 部 門	44 (22) 名	4名減 (一)
間 接 部 門	71 (14) 名	2名減 (1名減)
計	209 (70) 名	3名減 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123 (31) 名	6名減 (4名減)	41.6歳	12.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,100百万円
株式会社池田泉州銀行	655百万円
日本政策金融公庫	615百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,900,000株

(2) 発行済株式の総数 1,392,000株

(3) 株主数 996名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	156千株	11.57%
日本製鉄株式会社	105千株	7.78%
村山 信也	61千株	4.52%
株式会社みずほ銀行	56千株	4.20%
日罐取引先持株会	55千株	4.11%
松井証券株式会社	51千株	3.84%
大宮中央ビル商店街協同組合	46千株	3.42%
株式会社コンセプト	43千株	3.19%
川田 良紀	34千株	2.54%
馬場 敬太郎	31千株	2.36%

(注) 持株比率は自己株式（42,742株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	役員の保有状況		目的となる 株式の種類 及び数	行使時の 払込金額	行使期間
	取締役 (社外取締役を 除く)	監査役 (非常勤監査役 を除く)			
第1回新株予約権 (2013年10月29日)	20個 (1名)	—	当社普通株式 2,000株	1株当たり 1円	2013年11月13日～ 2043年11月12日
第2回新株予約権 (2014年10月30日)	15個 (1名)	—	当社普通株式 1,500株	1株当たり 1円	2014年11月14日～ 2044年11月13日
第3回新株予約権 (2015年10月29日)	20個 (1名)	—	当社普通株式 2,000株	1株当たり 1円	2015年11月13日～ 2045年11月12日
第4回新株予約権 (2016年10月28日)	39個 (2名)	14個 (1名)	当社普通株式 5,300株	1株当たり 1円	2016年11月14日～ 2046年11月13日
第5回新株予約権 (2017年10月31日)	34個 (2名)	14個 (1名)	当社普通株式 4,800株	1株当たり 1円	2017年11月15日～ 2047年11月14日
第6回新株予約権 (2018年10月31日)	71個 (4名)	17個 (1名)	当社普通株式 8,800株	1株当たり 1円	2018年11月16日～ 2048年11月15日
第7回新株予約権 (2019年10月31日)	80個 (4名)	18個 (1名)	当社普通株式 9,800株	1株当たり 1円	2019年11月15日～ 2049年11月14日

- (注) 1. 当社は、株主重視の経営意識を一層促進することを目的として、役員退職慰労金にかわる制度として株式1株当たりの行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプションのための新株予約権の発行を取締役会で決議しております。
2. 権利行使期間は記載の期間内で、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内とし（死亡退任のときを除く）、行使にあたっては発行された新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。
上記新株予約権の行使に際しては、自己株式を充当する予定であり、発行済株式の総数は増加しない見込みです。
3. 社外取締役および非常勤監査役には新株予約権を付与しておりません。
4. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬 場 敬太郎	新生製缶株式会社取締役会長
代表取締役常務	土 屋 昭 雄	
取締役	日 野 剛 健	経営企画部長
取締役	金 谷 勉	新生製缶株式会社代表取締役社長
取締役	御 園 慎一郎	大阪大学招聘教授
取締役	井 上 美 昭	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤顧問
取締役	中 野 康 次	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 執行役員 鋼材第二本部長
監査役（常勤）	加 松 哲 夫	
監査役	後 藤 昌 之	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 鋼材第二本部特板部長代行
監査役	関 根 英 俊	関根英俊税理士事務所所長
監査役	川 俣 絵 理	ケイ・アイプランニング株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役御園慎一郎氏、取締役井上美昭氏、取締役中野康次氏は社外取締役であります。
2. 監査役加松哲夫氏、監査役川俣絵理氏、監査役関根英俊氏は社外監査役であります。
また、監査役関根英俊氏は税理士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役御園慎一郎氏、取締役井上美昭氏、及び監査役加松哲夫氏、監査役関根英俊氏は、東京証券取引所に対し独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役、監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
須 賀 章 二	2019年6月27日	任期満了	代表取締役常務 製造部長
田 中 優	2019年6月27日	任期満了	取締役 千葉工場長
後 藤 昌 之	2020年3月31日	辞任	監査役 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 鋼材第二本部特板部長代行

(3) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	63,773千円 (5,503)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	18,272千円 (18,272)
合計	11名	82,045千円

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、当事業年度中に辞任により退任した取締役2名が含まれることと、無報酬の取締役1名、監査役1名を除いているためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第113期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当連結会計年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- 取締役4名及び監査役1名 4,991千円

(4) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2013年6月27日開催の第108期定時株主総会決議に基づき、退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金はございません。

なお、当事業年度末現在の役員退職慰労引当金の残高（当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額を除く。）は、以下のとおりであります。

- ・取締役 1名 11,220千円
- ・監査役 1名 462千円

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役御園慎一郎氏は、大阪大学招聘教授を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役井上美昭氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の常勤顧問を兼務しております。同社と当社の間には特別な関係はありません。

- ・取締役中野康次氏は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員を兼務しております。同社は当社の大株主であり、当社の鋼材仕入窓口の商社であります。
- ・監査役関根英俊氏は、関根英俊税理士事務所の所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川俣絵理氏は、ケイ・アイプランニング株式会社の代表取締役を兼務しております。同社は、当社の有するテナントの管理委託契約を締結しており、テナントの維持管理に係る取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（7回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 御 園 慎一郎	6回	85.7% (注)3	2回 (注)2	—%
取締役 井 上 美 昭	7回	100%	2回 (注)2	—%
取締役 中 野 康 次	5回	100%	2回 (注)2	—%
監査役 加 松 哲 夫	7回	100%	10回	100%
監査役 関 根 英 俊	7回	100%	10回	100%
監査役 川 俣 絵 理	7回	100%	10回	100%

- (注) 1. 出席率は当事業年度、当該取締役及び監査役がそれぞれ出席すべき取締役会・監査役会の回数により算出しております。上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 社外取締役と監査役の情報共有・意見交換のため、本年度は2回、社外取締役がオブザーバーとして監査役会に出席しました。
3. 取締役御園慎一郎氏は、愛知県知事のコロナウイルス感染症対策による首都圏への移動自粛要請に基づき、2020年3月31日開催の取締役会の出席を見合わせました。

- ・取締役会における発言状況

取締役中野康次氏、監査役加松哲夫氏、監査役川俣絵理氏は永年培ってきたビジネス経験をもとに、取締役御園慎一郎氏、取締役井上美昭氏は長年に亘る業務経験を社外出身の立場から、監査役関根英俊氏は税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査役会における発言状況

監査役加松哲夫氏、監査役川俣絵理氏は各々永年に亘るビジネス経験、監査役関根英俊氏は税理士としての経験をもとに、大所高所から企業統治強化に資する発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 きさらぎ監査法人

(注) 当社の会計監査人であった東陽監査法人は、2019年6月27日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムに係る基本方針

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要（「内部統制システムに係る基本方針」）は以下のとおりです。（最終改定 2016年10月28日）

（コンプライアンス体制）

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内における法令遵守体制をより明確化し、コンプライアンス尊重の意識を組織の隅々にまで浸透させる。そのため、

- ①コンプライアンスポリシー（企業行動基準）の制定
- ②コンプライアンス担当役員の選定
- ③コンプライアンス担当部署の決定
- ④コンプライアンス・マニュアル（社内ルール）の作成
- ⑤コンプライアンス研修の実施
- ⑥内部監査の実施、等を行う。

以上のほか、反社会的勢力排除に向けた取締役会で決定した基本方針として、企業行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、会社として一切係わりを持たず、不当・不法な要求には、一切応じません。」と規定しております。

（業務の適正を確保するための体制）

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程を策定し、規程に定めた文書については、関連資料とともに、規定の期間これを保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的な管理リスクの特定と管理体制の整備を行う。

社内各部署は、それぞれ所管するリスクの軽減管理を行う。各部長・室長は、四半期ごとに定例取締役会において所管するリスクの管理の状況を取締役に報告する。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。なお、会社の重要な事項については取締役会により慎重な意思決定を行う。

5.当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記1.コンプライアンス体制に包含する。

6.当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社における業務の適正を確保するため、当社において構築する内部統制システムを子会社にも適用する。

②子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、当社監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

7.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人が必要と認められるときで、常設的な人材配置が困難な場合は人員と期間を限って配置する。

8.前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の選定については監査役会の事前の同意を得るものとし、また当該期間の人事管理については監査役会に委ねる。

9.当社の監査役の第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第7項の使用人に対する指揮命令は監査役に帰属し、当該使用人が必要な調査や情報収集に協力する体制を確保する。

10.当社の取締役及びその他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が当社の監査役に報告するための体制

①取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。その実効性を担保するため、「内部通報制度」を創設する。

②取締役は、定期的に担当する部のリスク管理体制について報告するものとするが、第3項（リスク管理体制）による取締役会（監査役の出席する取締役会）への報告を以って替えることが出来る。

11.前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者が不利な取り扱いを受けることのないよう、社内規程が適正に運用されていることを確認する。

12.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用は、毎期の監査計画等の中で予算化し、緊急の監査費用は、個別に監査役会の承認を得て前払や償還の請求がされたものについては、当社が負担する。

13.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

②代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また社内と監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

14.財務報告の適正性を確保するための体制（内部統制システムの構築）

当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に則して、財務諸表等が適正に作成されるシステムを構築し機能させ、信頼性のある財務諸表を外部に開示する。

(2) 内部統制システムの運用状況

当社「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る持続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

2019年4月1日から2020年3月31日までの第115期連結会計年度におきましては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、毎月、コンプライアンス委員会を実施し、各種規程やマニュアルの周知、統制活動の重要性の伝達を行っております。

取締役会においては各業務プロセスごとにリスクを識別し、四半期ごとのPDCAを行っております。

監査役会は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他重要会議への出席を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。

また、監査役会においては会計監査人及び内部監査部門との連携を密にし、内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

現在、監査役の職務を補助する使用人は、置いておりません。

当連結会計年度において、内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な事項はございません。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

今後も、中長期的な視点にたって経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,749,497	流 動 負 債	4,819,368
現 金 及 び 預 金	590,678	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,986,437
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,190,176	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,025,162
電 子 記 録 債 権	1,687,300	リ ー ス 債 務	1,198
商 品 及 び 製 品	111,268	未 払 法 人 税 等	5,069
仕 掛 品	123,323	未 払 事 業 所 税	21,060
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	705,069	賞 与 引 当 金	67,672
そ の 他	342,516	設 備 関 係 支 払 手 形	70,871
貸 倒 引 当 金	△837	そ の 他	641,898
固 定 資 産	8,046,269	固 定 負 債	3,435,873
有 形 固 定 資 産	4,457,211	長 期 借 入 金	2,175,342
建 物 及 び 構 築 物	2,458,301	リ ー ス 債 務	1,798
機 械 及 び 装 置	890,148	繰 延 税 金 負 債	1,019,622
車 輜 運 搬 具	0	退 職 給 付 に 係 る 負 債	169,383
工 具 器 具 備 品	51,053	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,682
土 地	972,170	資 産 除 去 債 務	18,170
リ ー ス 資 産	2,775	そ の 他	39,875
建 設 仮 勘 定	82,762	負 債 合 計	8,255,242
無 形 固 定 資 産	248,599	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	241,710	株 主 資 本	2,794,374
の れ ん	4,965	資 本 金	738,599
そ の 他	1,923	資 本 剰 余 金	245,373
投 資 そ の 他 の 資 産	3,340,459	利 益 剰 余 金	1,858,674
投 資 有 価 証 券	3,312,493	自 己 株 式	△48,272
そ の 他	27,965	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,929,285
資 産 合 計	13,795,766	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,929,285
		新 株 予 約 権	31,777
		非 支 配 株 主 持 分	785,086
		純 資 産 合 計	5,540,524
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,795,766

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上	高										10,144,312
売上	原										8,819,630
売上	総										1,324,681
販売費及び一般管理費	利										1,283,548
営業	業										41,132
営業	外										83,667
受取	取										208
受取	配										53,191
受取	保										9,043
その他	の										21,223
営業	外										26,960
支払	利										23,087
シンジケートローン	手数料										1,000
その他	の										2,873
経常	利										97,839
特別	利										55,070
投資有価証券売却	益										55,070
特別	損										60,225
固定資産除却	損										5,119
投資有価証券売却	損										54,075
投資有価証券評価	損										1,030
税金等調整前当期純	利益										92,684
法人税、住民税及び事業	税										23,266
法人税等調整	額										△3,214
当期純	利										72,633
非支配株主に帰属する	当期純利益										9,195
親会社株主に帰属する	当期純利益										63,438

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	738,599	245,373	1,836,243	△50,326	2,769,889
当期変動額					
剰余金の配当			△40,456		△40,456
親会社株主に帰属する当期純利益			63,438		63,438
自己株式の取得				△10,176	△10,176
自己株式の処分		△550		12,230	11,679
自己株式処分差損の振替		550	△550		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	22,430	2,054	24,485
当期末残高	738,599	245,373	1,858,674	△48,272	2,794,374

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,860,762	1,860,762	38,455	771,833	5,440,940
当期変動額					
剰余金の配当					△40,456
親会社株主に帰属する当期純利益					63,438
自己株式の取得					△10,176
自己株式の処分					11,679
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68,523	68,523	△6,677	13,252	75,098
当期変動額合計	68,523	68,523	△6,677	13,252	99,583
当期末残高	1,929,285	1,929,285	31,777	785,086	5,540,524

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,261,358	流 動 負 債	3,210,929
現金 及 び 預 金	327,996	支 払 手 形	210,821
受 取 手 形	174,221	買 掛 金	1,490,662
電 子 記 録 債 権	977,163	1年内返済予定の長期借入金	850,766
売 掛 金	942,289	リ ー ス 債 務	1,198
商 品 及 び 製 品	78,069	未 払 金	93,626
仕 掛 品	55,078	未 払 費 用	62,520
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	375,260	未 払 法 人 税 等	4,282
前 払 費 用	22,654	未 払 事 業 所 税	18,389
未 収 入 金	27,665	預 り 金	12,947
そ の 他	281,796	賞 与 引 当 金	39,000
貸 倒 引 当 金	△837	設 備 関 係 支 払 手 形 他	59,753
固 定 資 産	7,669,648	そ の 他	366,959
有 形 固 定 資 産	2,994,608	固 定 負 債	2,521,271
建 物	2,306,580	長 期 借 入 金	1,455,791
構 築 物	37,561	リ ー ス 債 務	1,798
機 械 及 び 装 置	390,540	繰 延 税 金 負 債	885,019
車 両 運 搬 具	0	長 期 預 り 金	39,875
工 具 器 具 備 品	29,117	退 職 給 付 引 当 金	115,105
土 地	165,171	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,682
リ ー ス 資 産	2,775	資 産 除 去 債 務	12,000
建 設 仮 勘 定	62,862	負 債 合 計	5,732,200
無 形 固 定 資 産	238,335	純 資 産	の 部
電 話 加 入 権	577	株 主 資 本	3,253,973
ソ フ ト ウ エ ア	237,757	資 本 金	738,599
投 資 そ の 他 の 資 産	4,436,705	資 本 剰 余 金	245,373
投 資 有 価 証 券	3,162,088	資 本 準 備 金	245,373
関 係 会 社 株 式	1,260,549	利 益 剰 余 金	2,318,273
出 資 金	850	利 益 準 備 金	157,500
長 期 前 払 費 用	10,087	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,160,773
前 払 年 金 費 用	591	別 途 積 立 金	1,395,866
そ の 他	2,538	土 地 圧 縮 積 立 金	23,060
資 産 合 計	10,931,007	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	296,852
		繰 越 利 益 剰 余 金	444,993
		自 己 株 式	△48,272
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,913,055
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,913,055
		新 株 予 約 権	31,777
		純 資 産 合 計	5,198,806
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,931,007

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,790,184
売上原価	4,997,569
売上総利益	792,615
販売費及び一般管理費	764,451
営業利益	28,163
営業外収益	73,230
受取利息	148
受取配当金	50,527
受取保険金	9,043
その他	13,510
営業外費用	20,518
支払利息	17,406
シンジケートローン手数料	1,000
その他	2,111
経常利益	80,875
特別利益	55,070
投資有価証券売却益	55,070
特別損失	59,747
固定資産除却損	4,641
投資有価証券売却損	54,075
投資有価証券評価損	1,030
税引前当期純利益	76,198
法人税、住民税及び事業税	21,690
法人税等調整額	△5,480
当期純利益	59,988

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
						別途積立金	土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮積立金	退職手当 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	738,599	245,373	—	245,373	157,500	1,395,866	23,223	312,357	6,000	404,344	2,299,291
当期変動額											
当期純利益										59,988	59,988
土地圧縮積立金の取崩							△162			162	—
固定資産圧縮積立金の取崩								△15,505		15,505	—
退職手当積立金の取崩									△6,000	6,000	—
剰余金の配当										△40,456	△40,456
自己株式の取得											
自己株式の処分			△550	△550							
自己株式処分差損の振替			550	550						△550	△550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△162	△15,505	△6,000	40,649	18,981
当期末残高	738,599	245,373	—	245,373	157,500	1,395,866	23,060	296,852	—	444,993	2,318,273

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△50,326	3,232,937	1,848,586	38,455	5,119,979
当期変動額					
当期純利益		59,988			59,988
土地圧縮積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
退職手当積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△40,456			△40,456
自己株式の取得	△10,176	△10,176			△10,176
自己株式の処分	12,230	11,679			11,679
自己株式処分差損の振替		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			64,468	△6,677	57,791
当期変動額合計	2,054	21,035	64,468	△6,677	78,827
当期末残高	△48,272	3,253,973	1,913,055	31,777	5,198,806

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

日本製罐株式会社
取締役会 御中

き さ ら ぎ 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 慎之介 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	安 田 雄 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製罐株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製罐株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

日本製罐株式会社
取締役会 御中

き さ ら ぎ 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	鶴 田 慎之介 ㊞
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	安 田 雄 一 ㊞
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製罐株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、必要に応じて子会社の管理を統括する取締役から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後ともコーポレートガバナンス強化の観点より、子会社も含め内部統制システムに係る継続的な取組みが重要であると認識しております。
- ④ 監査役・監査役会としましても更なる監査の実効性の向上に努めてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

日本製罐株式会社監査役会

常勤監査役（社外監査役）	加	松	哲	夫	㊟
監査役（社外監査役）	関	根	英	俊	㊟
監査役（社外監査役）	川	俣	絵	理	㊟

以 上

株 主 メ モ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
 定時株主総会 6月中
 剰余金の配当基準日 3月31日
 単元株式数 100株
 株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配 当金受取方法の変 更等)		みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース(みずほ銀行内の店舗)でも お取扱いいたします。
		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 ※トラストラウンジではお取扱いできません のでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店及び全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	
ご 注 意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

公 告 方 法 電子公告 (<http://www.nihonseikan.co.jp/>)
 ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

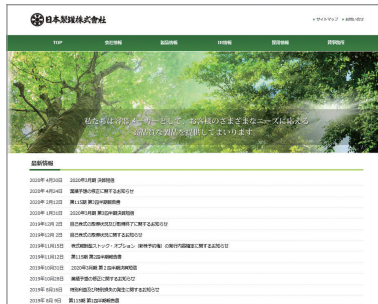
HP案内

当社ホームページでは、株主の皆様へIR情報や、決算情報等の情報を開示を行っております。詳細の情報はこちらをご覧ください。

<http://www.nihonseikan.co.jp/index.html>

日本製罐

検索



株主総会会場ご案内図

会 場

埼玉県さいたま市北区吉野町2-275
TEL:048-665-1251（代表）



交 通

最寄駅：

- ・JR高崎線 宮原駅

宮原駅からは、タクシーをご利用ください。（約10分）

- ・ニューシャトル 吉野原駅 原市駅

吉野原駅から徒歩10～15分

原市駅からは徒歩8～10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。